

1 屋外広告業登録事項の変更に必要な書類

(令和7年1月21日改定)

変 更 事 項	提 出 書 類
法人の屋外広告業者の名称、所在地	屋外広告業登録事項変更届出書（様式第12号の2）
	履歴事項全部証明書
個人の屋外広告業者の氏名、住所	屋外広告業登録事項変更届出書（様式第12号の2）
	住民票の抄本
島根県の区域内で営業を行う営業所の名称及び所在地	屋外広告業登録事項変更届出書（様式第12号の2）
	履歴事項全部証明書（法人で商業登記の変更を必要とする場合）
島根県の区域内で営業を行う営業所の追加	屋外広告業登録事項変更届出書（様式第12号の2）
	履歴事項全部証明書（法人で商業登記の変更を必要とする場合）
島根県の区域内で営業を行う営業所の減少	屋外広告業登録事項変更届出書（様式第12号の2）
法人の役員（代表者含む）の氏名 ※監査役は届出不要。	屋外広告業登録事項変更届出書（様式第12号の2）
	履歴事項全部証明書
	誓約書（様式第11号）
	略歴書（様式第12号）（変更のあった役員のみ）
未成年者の法定代理人の氏名、住所	屋外広告業登録事項変更届出書（様式第12号の2）
	履歴事項全部証明書（法人の場合）
	誓約書（様式第11号）
	住民票の抄本（変更のあった法定代理人のみ）
	略歴書（様式第12号）（変更のあった法定代理人のみ）
業務主任者の氏名、所属営業所の名称	屋外広告業登録事項変更届出書（様式第12号の2）
	住民票の抄本（変更のあった業務主任者のみ）
	業務主任者の資格を証する書面の写し

2 提出書類に関する留意事項

- 誓約書
 - ・代表者名で作成すること。
- 履歴事項全部証明書（法人登記簿）
 - ・6か月以内に発行されたもの。コピーの提出で構いません。
- 住民票の抄本
 - ・「本籍」、「世帯主」、「筆頭者」、「続柄」の記載を省略したもので、本人のみ記載のもの。
 - ・「個人番号」の記載があるものは受け付けられません。
 - ・6か月以内に発行されたもの。コピーの提出で構いません。
- 略歴書
 - ・「賞罰」の欄は、該当無しの場合も「内容」欄へその旨を記載すること。
- 提出部数
 - ・正本1部、副本（受付後に返却します）1部を提出ください。
 - ・副本は、正本のコピーで構いません。